

立山岩峯寺由来書

野口 安嗣

はじめに

立山山麓の常願寺川沿いに位置する岩峯寺は、上流の芦峯寺とともに古くから佐伯姓を名乗る一族を中心とした立山信仰の拠点集落として開けた。近世にはいと、両寺はともに立山権現を祭主とする神仏混淆の信仰形態をもち、加賀藩祈願所として寺社奉行管轄下におかれた。

立山岩峯寺の調査は、昭和37年(1962)木倉豊信氏によって、岩峯寺雄山神社前立社壇文書481点が、芦峯寺一山会所蔵文書327点とともに翻刻され『越中立山古文書』と題して刊行された。その後平成8年(1996)から平成9年(1997)にかけて立山町郷土資料館によって、岩峯寺旧坊家の文書調査が進められ『岩峯寺文書集成目録』が作成された。そして昨年立山町教育委員会によって、石造物調査報告書『立山信仰宗教村落—岩峯寺—』が刊行された。これらの調査を援用しながら、筆者も『立山博物館研究紀要』のなかで立山岩峯寺をとりあげ、「岩峯衆徒の出開帳」¹⁾「岩峯衆徒の身分支配」²⁾「成巽閣所蔵の立山岩峯寺史料」³⁾などで近世の加賀藩の宗教村落岩峯寺への支配の実態を検証してきた。こうした研

究をさらに推し進めるために、本稿では加賀藩に提出された「立山岩峯寺由来書」を主たる分析材料として、立山岩峯寺関連史料を裏付けることにより検証を積み重ねていく。

立山に関する由来書は、加賀藩による寺社改めで、岩峯寺と芦峯寺の書き上げが、延宝2年(1674)・延宝3年(1675)の「加越能寺社来歴」⁴⁾、貞享2年(1685)の「寺社由来書上」⁵⁾で確認できる。さらに芦峯寺については、文化3年(1806)の由来書が『越中立山古記録』⁶⁾に収録されており確認できるが、岩峯寺については明らかにされていない。また、岩峯寺・芦峯寺の由来書をとりあげた論文では、米原寛氏によって「岩峯寺・芦峯寺の争論とその歴史的要因」⁷⁾なかで、立山権現の呼称についてふれられている。そこで本稿では、加賀藩に提出された岩峯寺由来書と岩峯寺延命院に現存する地方文書⁸⁾「立山岩峯寺由来書」をもとに、『越中立山古文書』や「憲令要略」⁹⁾などの関連史料と照らし合わせ、近世における加賀藩の宗教村落岩峯寺の支配のあり方を明らかにする一助としたい。

1. 史料にみる岩峯寺由来書

1-1. 延宝2年(1674)の由来書

「加越能寺社来歴」⁴⁾ 延宝2年(1674)4月13日の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】①

御尋ニ付申上候

- 一 立山天岩峯寺者天地開闢ヨリ已来天照大神之先皇伊弉諾・伊弉冉尊、御跡垂者刀雄大神地主、則

文武天皇御祈願所・国家之靈場・日本三禪定之内一禪定之守ニ而御座候得者、御国之御守護様御祈祷・国中之祈念無懈怠仕候。

- 一 立山御本社、寛永拾八年ニ微妙院様御建立被為成候。
- 一 同御本社、寛文七年ニ加賀守様御建立被為成候。
- 一 岩峯寺御社檀・同護摩堂、慶長拾七年・正保二

文武天皇之御願所、大宝元年ニ慈興上人之草創、越中佐伯有若之建立、至当年ニ 九百八拾五年ニ罷成候。

- 一 立山大権現者、伊弉諾尊・刀尾天神、本地者、阿弥陀如来不動明王両社新ニ作玉り、社堂数四七社、谷一百三十六地獄有之故ニ、日本三禪定之内一禪定之峰ニ御座候。天之岩峯寺者、刀尾天神之御社、天之磐戸号仮屋ト、神代リ御座候。依其立山ノ前立社堂数拾九社御座候。就中、戦国之時分凶賊ノ放火ニ而、文武天皇之御輪旨并慈興上人筆作之縁起焼失仕申候。右ノ縁起衆徒中写置候ニ付而、唯今以写所持仕候。先年リ立山別当ハ、岩峯寺式十四坊各番ニ相勤申候。先規ハ坊数多御座候へ共、所々退転仕申候。
- 一 権現御宝物、別紙之通、慈興上人峯之御本社ニ被籠置候所、今以御本社ニ御座候。
- 一 諸役之義、山銭等御免許被為成候ニ付而、横山大膳・岡嶋備中・前田五兵衛書状所持仕候。
- 一 利長様リ、立山岩峯寺講堂上葺被為仰付、其後大風ニ退転仕候。
- 一 微妙院リ、立山前立岩峯寺之御社檀拜殿、慶長十七年・正保貳年両度破損修理被為成候。同年リ当殿様御祈祷、毎年毎月一七日充灌頂修行被為仰付、為其領米八石宛被為下候処ニ、万治三年ニ被召上候。
- 一 微妙院様リ、寛永拾八年ニ立山峯ノ御本社御再興被為成候。
- 一 玉泉院様リ、元和三年ニ峯ノ室堂御再興被為成候。
- 一 当殿様リ、寛文七年ニ立山御本社室堂御再興、同年ニ岩峯寺之御社檀・拜殿・鐘撞堂破損修理被為成、御遷宮為入用ト戸帳并品々御寄進被為成候。今以諸堂破損修理被為仰付候。

右、由来如此ニ御座候。縁起・御奇進状等別紙目録之通所持仕候。

以上

貞享貳年十一月廿七日

立山別当岩峯寺
衆徒中

不
富

1-4. 寛延2年(1749)の由来書

「岩峯寺延命院文書」⁸⁾ 寛延2年(1749)3月の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】④

寛延二年 由来書上帳 三月 立山別当岩峯寺

- 一 立山大権現者、伊弉諾伊弉冉尊御本地者、阿弥陀如来不動明王両社也。地主之御神者、刀尾天神社堂数四七社、谷尔一百三十六地獄在之故、日本三禪定之内一禪定之峰尔御座候。天岩峯寺者、刀尾天神之御社、天磐戸号仮屋与神代リ御座候。依之、立山之前立社堂数十九社御座候。就中、戦国之時分凶賊之放火ニ而、文武天皇御輪旨并慈興上人之筆作之縁起焼失仕申候。右縁起衆徒中写置候ニ付、唯今以写所持仕候。先年リ別当ハ岩峯寺二十四坊相勤申候。先規リ立山開闢者、仁王四十二代文武天皇之御祈願所、大宝元年慈興上人之草創越中守佐伯有若之建立ニ而御座候。
- 一 権現御宝物、慈興上人峯御本社ニ被籠置候所、今以御本社御座候品々左ニ記申候。
利家様利長様利常様リ、百俵之地御寄進被為成、御印所持仕申候。
利長様リ、講堂上葺被為仰付、大風尔破壊仕候ニ付、取援万人講奉願達候処、御聞届之上尔今自普請仕居候。
微妙院様リ、立山前立御社檀拜殿、慶長十七年・正保二年両度破損修理被為成、同年リ松雲院御祈祷、毎年毎月一七日宛護摩執行被為仰付、為其料米八石宛被下候処、万治三年被為召上候。
微妙院様リ、寛永十八年立山峯御本社御再興被為成候。

年ニ微妙院様破損修理被為成候。

一 同御社檀・護摩堂、寛文七年ニ加賀守様破損修理被為成候。

一 立山室堂、元和三年ニ玉泉院様建立被為成候。

一 同堂、寛文七年ニ加賀守様御建立被為成候。

一 岩峯寺ニ、七社神輿御座候。元和三年ニ、玉泉院様破損修理被為成候。今程者、破損仕候。

一 岩峯寺講堂、此堂利長様かやふきニ修理被為成候所ニ此跡大雪ニ而つふれ申付、今程ハわづかの堂自分ニ立直申候。

外ニ立山岩峯寺ニ而八拾末社御座候内、室堂式ッ岩峯寺ニ而塔ふじゆ退転仕申候。

右之通相違無御座候。

以上

延宝貳年四月十三日

岩峯寺目代

実教^{脱カ}[坊] 印

多賀坊 印

ママ^[篠原]
笹原 織部 殿

1-2. 延宝3年(1675)の由来書

「加越能寺社来歴」⁴⁾ 延宝3年(1675)2月16日の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】②

就御尋申上候

一 立山大権現者、伊弉諾尊・刀尾天神、御本地者、阿弥陀如来・不動明王、新ニ作シ給諸堂数四七社、谷ニハ一百三十六地獄現目前、日本三禅定之一禅定之峰ニ而御座候。天ノ岩峯寺者、刀尾天神之御社、天磐戸假屋と申神代ヨ里御座候。依之者、立山前立堂数十九社、開起者、人皇四十二代之御門文武天皇ノ御宇大宝元年ニ、刀尾天神之御告ニ而、佐伯有若ノ朝臣嫡子有頼、慈朝和尚之弟子慈興上人ノ開起ニ而御座候。就中、戦国之時分凶賊之放火ニ而、岩峯寺之坊宇御輪旨、寺家之記録焼失仕申候。

一 大納言様江先祖之品々申上候得者被聞召上、天正十六年十一月高百俵御寄進ニ被為下、御代之御朱印頂戴仕来り候。

一 従利長様、立山岩峯寺講堂之上ふき被為仰付、其後大風ニ退転仕候。

一 従微妙院様、立山前立岩峯寺之御社檀拜殿、慶長十七年・正保二年両度ニ破損修理被為成候。

一 従微妙院様、正保四年ヨ里、犬千代様御祈禱、毎年毎月一七日充御祈禱仕、御布施御米八石被為す下候處、万治三年ニ被召上候。

一 従微妙院様、寛永十八年ニ立山峯ノ御本社御再興被為成候。

一 従玉泉院様、元和三年ニ峯ノ立山室堂御再興被為成候。

一 従加賀守様、寛文七年ニ峯ノ立山御本社室堂御再興、同年^{脱カ}[前立]岩峯寺御社檀拜殿破損修理被為成、御遷宮入用として御本社江御戸帳式ツ・絹式疋・白布五卷・銀子三枚、岩峯寺御社檀江御戸帳卷ツ御寄進被為成候。

一 先年者、八十末社・坊数七千之所ニ而御座候ヘハ、今程者、六十六社・二十四坊ニ而御祈禱勤申候。

以上

延宝三年二月十六日

立山別当岩峯寺

院主 印

山目代 印

永原左京 殿

篠原織部 殿

1-3. 貞享2年(1685)の由来書

「寺社由来書上」⁵⁾ 貞享2年(1685)11月27日の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】③

由来御尋ニ付申上候

一 当寺者立山大権現之前立、開闢者仁王四拾二代

玉泉院様 5、元和三年ニ峯室堂御再興被為成候并
 禁前立御社檀駒犬御寄進被為成候。

微妙院様玉泉院様松雲院様 5、前立御社檀戸帳
 御掛被為成候。

松雲院様 5、寛文七年ニ立山御本社室堂御再興、
 同年前立御社檀・拝殿・鐘撞堂破損修理被為成、
 御遷宮入用戸帳并品々御寄進被為成候、今以諸堂
 破損修理被為仰付候。

松雲院様正徳元年ニ、立山峯御本社・大汝御建直
 被為遊、御遷宮入用戸帳并品々御目録ヲ以被仰付、
 御祈祷之御札指上申候。

松雲院様享保元年正月於御城、立山之由来委ク御
 尋、大縁起・小縁起・佐々内蔵助殿御印迄御覽被
 為遊候時分モ、立山ノ儀ハ不寄何衆徒共支配仕候
 而書上奉入御覽納申候。其節、白銀式枚御目録ヲ
 以被為仰付頂戴仕申候。

護国院様享保十年、峰室堂御建直被為遊候。

護国院様享保十一年、立山峰御本社大汝御建直被
 為遊、先格之通御遷宮入用戸帳并品々御目録ヲ以
 被為仰付、御祈祷御札指上申候。

護国院様享保十七年、峰御本社御建直、御遷宮入
 用戸帳并品々御目録ヲ以被為仰付、御祈祷之御札
 指上申候。

護国院様元文元年、立山峰御本社品々御目録ヲ以
 被為仰付、御祈祷之御札指上申候。

護国院様 5 延享二年、御祈祷之被為仰付、御守御
 洗米御供物指上申候、白銀十枚被為仰付候。

御宝物品々

- 一 開山慈興上人俗名有頼与申時之御太刀
- 一 矢根右同断 行基菩薩御錫杖
- 一 十二ノエト錢 是者天錢と申伝也 或者駒引錢
 大ナル大観五殊半両布錢和銅錢 其外代々古錢多
 御座候
- 一 鬼ノ牙 右飛驒国北山石蔵与申者 立山へ登り
 其時生申候
- 一 駒ノ角 是者奥州板割坂藤喜蒸与申者 立山へ
 登山ノ時生申候

一 女ノ角 是者若州小浜ノ尼 立山へ押参仕時生
 申候

一 天狗ノ爪 是茂登山節 坊主俄ニ山ニ而若天狗ニ
 成生申伝也

一 立山大権現敷地境内与申者、勝妙川藤橋ヨリ上
 絶頂迄ハ権現境内ニ候故、其内之末社出原等山谷
 ニ有之候。依之先前 5 不寄何ニ衆徒支配仕来申候。
 禁前立境内之儀ハ御寄進地与御印被為成下所持仕
 候、一切諸役御免許ニ而御座候。末社之儀ハ御領
 国一統勸化或ハ出開帳等奉願、其助成ヲ以衆徒共
 自建立ニ仕申候。

先前 5 立山別当立山寺与申候所ニ利長様御代ニ立
 山別当岩峯寺与御替被成候。立山之儀者高山ニ候
 故、夏者峯室堂ニ住テ、冬春ハ前立於御社檀毎月
 毎日御祈祷無怠慢相勤、殊ニ正月朔日ハ七十二本
 之棒御幣、年中之悪難ヲ解除、宝祚長久天下泰平
 国家安全御武運長久御息災御延命五穀成就等祈申
 候、三月廿日ハ祭礼初、立山大権現御祭礼ハ毎年
 四月八日ニ七社御輿調神遊之兒舞仕、御祈祷相勤
 候。先前ハ祭礼御札指上候、十月三日ハ講会祭礼
 仕申候。極月衆徒中致宮籠、護摩修行之御祈祷相
 勤申候。

右、由来書上申通ニ御座候、以上

寛延貳年三月

立山別当岩峯寺

衆徒中

青山将監 殿

生駒右近 殿

多賀宇兵衛殿

1-5. 文化3年(1806)の由来書

「岩峯寺延命院文書」⁸⁾ 文化3年(1806)4月の条よ
 り、以下を翻刻、一覧する。

【史料】⑤

文化三年 由来書上帳 四月 立山別当岩峯寺

一 立山大権現者、伊弉諾尊伊弉冉尊御、御本地者、
 阿弥陀如来不動明王両社也。地主之御神者、刀尾

天神、社堂数四七社谷ニ一百三十六地獄在之故、日本三禪定之内一禪定之峰ルテ御座候。天岩峠寺者、刀尾天神之御社天磐戸号仮屋与神代り御座候。依之、立山之前立社堂数拾九社御座候。就中、戦国之時分凶賊之放火ニ而、文武天皇御輪旨并慈興上人之筆作之縁起焼失仕申候。右縁起衆徒中写置候ニ付、唯今以写所持仕候。先年り別当八岩峠寺二十四坊相勤申候。先規り立山開闢者、仁王四十二代文武天皇之御祈願所、大宝元年慈興上人之草創、越中守佐伯有若之建立ニ而御座候。

一 権現御宝物、慈興上人峯之御本社ニ被籠置候所、今以御本社御座候品々左ニ記申候。

利家様利長様利常様り、百俵之地御寄進被為成、御印所持仕申候。

利長様り、講堂上葺被為仰付、其後大風ニ退転仕候。只今者、衆徒中り講堂再建仕申候。微妙院り、立山前立御社檀拝殿、慶長十七年・正保二年兩度破損修理被為成候。同年り松雲院御祈禱、毎年毎月一七日宛護摩執行被為仰付、為其料米八石宛被下候所、万治三年被為召上候。

微妙院様り、寛永十八年立山峯御本社御再興被為成候。

玉泉院様り、元和三年ニ峯ノ室堂御再興被為成候并、禁前立御社檀御犬御寄進被為成候。

微妙院様玉泉院様松雲院様り、前立御社檀戸帳御掛被為成候。

松雲院様り、寛文七年ニ立山御本社室堂御再興、同年前立御社檀・拝殿・鐘撞堂破損修理被為成、御遷宮入用戸帳并品々御寄進被為成候。今以諸堂破損修理被為仰付候。

松雲院様、正徳元年ニ立山峯御本社・大汝御建直被為遊、御遷宮入用戸帳并品々御目録を以被為仰付、御祈禱之御札指上申候。

松雲院様、享保元年正月於御城、立山之由来委御尋、大縁起・小縁起・佐々内蔵助殿御印迄御覽被為遊候時分も、立山之儀者不寄何衆徒共支配仕候与書上奉入御覽納り申候。其節、白銀貳枚御目録

を以被為仰付頂戴仕申候。

護国院様、享保十年峯室堂御建直シ被為遊候。

護国院様、享保十一年立山峯御本社大汝御建直被為遊、先格之通御遷宮入用戸帳并品々御目録を以被為仰付、御祈禱之御札指上申候。

護国院様、享保十七年峯御本社御建直、御遷宮入用戸帳并品々御目録を以被為仰付、御祈禱之御札指上申候。

護国院様、元文元年立山峯御本社大汝御御建直被為遊、御遷宮入用戸帳并品々御目録を以被為仰付、御祈禱之御札指上申候。

護国院様り、延享二年御祈禱被為仰付、御札御守御洗米御供物指上申候、白銀十枚被為仰付候。

御宝物品々

一 開山慈興上人俗名有頼与申時之御太刀

一 矢根右同断 行基菩薩御錫杖

一 十二ノエト錢 是者天錢と申伝也 或者駒引錢大ナル大観五殊半両布錢和銅錢 其外代々古錢多御座候

一 鬼ノ牙 右飛騨国北山石蔵与申者 立山へ参り其時生申候

一 駒ノ角 是者奥州板割坂藤喜蒸与申者 立山江参詣仕時ニ生申候

一 女ノ角 是者若州小浜ノ尼 立山江押シ参り仕時生申候

一 天狗爪 是茂参詣之坊主俄ニ山ニ而天狗成生申伝也

立山大権現式地境内与申者、勝妙川藤橋り上絶頂迄ハ権現境内山ニ候故、其内ニ末社山谷ニ在之候。

依之先前り不寄何ニ衆徒支配仕来申候。禁前立ニも境内有之候峯前立共ニ境内之儀ハ御寄進之地与御印被為成下所持仕、一切諸役御免許ニ而御座候。

末社之儀者、衆徒共自建立ニ仕申候。諸役之儀御并山錢等御免許被為成候ニ付、横山大膳様・岡嶋備中様・前田五郎兵衛様書状被為下所持仕申候。

先前者、立山別当立山寺与申候所、利長様御代ニ立山別当岩峠寺与御替被成候。立山之儀ハ高山候

故、夏者峯室堂ニ住、冬春者前立ノ於御社檀毎月
毎日御祈祷無怠慢相勤、殊ニ正月朔日ハ七十式本
之棒御幣、年中之悪難を解除シ、宝祚長久天下泰
平国家安全御武運長久御息災御延命五穀成就祈申
候。三月廿日ハ祭礼始、立山大権現御祭礼者毎年
四月八日ニ七社之御輿を調へ神遊之兒舞仕、御祈
禱相勤候。先前者、祭礼御礼指上候、十月三日ハ
講会祭礼仕申候。極月衆徒中宮籠いたし、護摩執
行之御祈祷相勤申候。

享保十年、峯御本社破損仕御注進申上候所、翌十
一年ニ御本社御仮殿共御再建被為遊、先格之通御
遷宮入戸帳并品々御目録を以被為仰付、御祈祷
之御札指上申候。

享保十六年、峯御本社破損ニ付仕御注進申上候處、
翌十七年ニ御本社御仮屋共御再興被為成、先格之
通御遷宮入戸帳并品々御目録を以被為仰付、御
祈祷之御札指上申候。

享保二十年、御本社破損ニ付御注進申上候所、翌
二十一年（元文元年へ）ニ御本社御仮殿共御再興
被為成、先格之通御遷宮入戸帳并品々御目録を
以被為仰付、御祈祷之御札指上申候。

宝暦四年、峯御本社破損ニ付御注進申上候所、翌
五年ニ御本社并御仮殿共御再興被為成、先格之通
御遷宮入戸帳并品々御目録を以被為仰付、御祈
禱之御札指上申候。

天明四年、御本社并御仮殿共御再興被為成、先格
之通御遷宮入戸帳并品々御目録を以被仰付、御
祈祷之御札指上申候。

宝暦二年、峯室堂御再興被為成候。

明和八年、峯室堂御再興被為成候。

宝暦十一年、禁御社檀戸帳御掛替被為成候。

寛政元年、同御社檀御戸帳御掛替被為成候。

右、由来書上申通ニ御座候、以上

文化三年四月

立山別当岩峯寺

衆徒中 印

寺社御奉行所

1-6. 小結

筆者がこれまでに管見した岩峯寺由来書は、史料
①～⑤である。これらの史料の主な内容をまとめると、
第1表の通りである。

史料①④⑤によれば立山大権現は伊弉諾尊・伊弉
冉尊であり、刀尾天神を地主神として、史料②③で
は立山大権現は伊弉諾尊・刀尾天神として祭ってい
る。また本地仏は、阿弥陀 如来と不動明王である。
開山は、慈興上人であり、史料④⑤の宝物の品々の
記載で「開山慈興上人俗名有頼与申時之御太刀」か
ら慈興上人とは佐伯有頼といえる。

近世の立山岩峯寺は加賀藩の支配領域歴代藩主は、
立山の峰の本社や室堂の再興（再建）を行っている。
寛永18年(1641)・寛文7年(1667)・正徳元年(1711)・
享保11(1726)・享保17(1732)・元文元年(1736)・宝
暦5年(1755)・天明4年(1784)に峰の本社を再興
（再建）し、史料④⑤によればその際に大汝に仮殿
を置き、遷宮に当たっては、遷宮用の戸帳と目録を
寄進している。また、元和3年(1617)・寛文7年
(1667)・享保10(1725)・宝暦2年(1752)・明和8年
(1771)には同じく室堂の再興（再建）を行っている。
さらに、麓の岩峯寺に対しても100俵の寄進と諸役
免除の特権を与え、岩峯寺前立の講堂・社檀・拝殿
などの修理や社檀の戸帳の掛け替えも行っている。
史料④⑤によれば、玉泉院は元和3年(1617)に前立
社檀に狛犬も寄進している。

これに対して立山岩峯寺は、「宝祚長久天下泰平
国家安全御武運長久御息災御延命五穀成就」などの
祈祷をあげ、正保2年(1645)には犬千代様（5代綱
紀）の祈祷を毎月17日に行い祈祷料として8石を万
治3年(1660)まで拝領していた。ただし、史料④に
よれば立山権現の末社の維持については、加賀藩領
国内の勤化や出開帳を願い出て、その助成を持って
衆徒が自前で行っている。

第1表

史料番号		史料 ①	史料 ②	史料 ③	史料 ④	史料 ⑤
寺社奉行所への提出年		延宝2年(1674)	延宝3年(1675)	貞享2年(1685)	寛延2年(1749)	文化3年(1806)
立山権現		伊弉諾尊 伊弉冉尊	伊弉諾尊 刀尾天神	伊弉諾尊 刀尾天神	伊弉諾尊 伊弉冉尊	伊弉諾尊 伊弉冉尊
本地			阿弥陀如来 不動明王	阿弥陀如来 不動明王	阿弥陀如来 不動明王	阿弥陀如来 不動明王
地主神		刀尾天神			刀尾天神	刀尾天神
開基			慈興上人開基 佐伯有頼	慈興上人草創 佐伯有若建立	慈興上人草創 佐伯有若建立	慈興上人草創 佐伯有若建立
利家	天正16年(1588) 他		大納言様より石高100俵の寄進の朱印状	諸役・山錢免許等の書状	利家利長利常様より100俵の地の寄進状	利家利長利常様より100俵の地の寄進状
利長	年不詳	岩峯寺講堂の茅葺き修理	岩峯寺講堂の茅葺き修理	岩峯寺講堂の茅葺き修理	岩峯寺講堂の茅葺き修理	岩峯寺講堂の茅葺き修理
玉泉院	元和3年(1617)	室堂建立 7社神輿修理 今は破損	立山室堂再興	立山室堂再興	立山室堂再興 岩峯寺前立社壇に狛犬寄進	立山室堂再興 岩峯寺前立社壇に狛犬寄進
利常	寛永18年(1641)	立山本社建立	立山峯の本社再興	立山峯の本社再興	立山峯の本社再興	立山峯の本社再興
	慶長17年 正保2年	岩峯寺社壇・護摩堂修理	岩峯寺社壇・拝殿修理	岩峯寺社壇・拝殿修理	岩峯寺社壇・拝殿・燈撞堂修理	立山前立社壇・拝殿修理
光高	正保2年(1645)		犬千代様祈禱布施米8石	綱紀様の祈禱布施米8石	綱紀様の祈禱布施米8石	綱紀様の祈禱布施米8石
綱紀	寛文7年(1667)	立山本社室堂建立 岩峯寺社壇・拝殿修理	立山本社室堂再興	立山本社室堂再興	立山本社室堂再興	立山本社室堂再興
	正徳元年(1711)				立山本社大汝建直	立山本社大汝建直
	享保元年(1716)				立山の由来を尋ね白銀2枚をつかわす	立山の由来を尋ね白銀2枚をつかわす
吉徳	享保10年(1725)				室堂建直	室堂建直
	享保11年(1726)				立山峯本社大汝建直	立山峯本社大汝建直
	享保17年(1732)				立山峯本社建直	立山峯本社建直
	元文元年(1736)				立山峯本社建直	立山峯本社大汝建直
	延享2年(1745)				祈禱を命じ白銀10枚をつかわす	祈禱を命じ白銀10枚をつかわす
重熙	宝暦2年(1752)					室堂再興
重教	宝暦5年(1755)					立山本社・仮殿再興
治脩	明和8年(1771)					室堂再興
	天明4年(1784)					立山本社・仮殿再興
提出者		岩峯寺目代 実教坊 多賀坊	立山別当岩峯寺 院主 山目代	立山別当岩峯寺 衆徒中	立山別当岩峯寺 衆徒中	立山別当岩峯寺 衆徒中

2. 文献史料にみる岩峯寺由来書の裏付け

由来書では、「戦国之時分凶賊之放火ニ而、文武天皇御輪旨并慈興上人之筆作之縁起焼失仕申候」とあり、戦国時代に多くの史料が焼失したことがわかる。そこで、戦国時代以降の近世の古文書史料に照らし合わせ、加賀藩による岩峯寺の支配のあり方について検証していきたい。

2-1. 利家・利長・利常の立山寺への寄進状

「成巽閣所蔵文書」¹⁰⁾ 天正16年(1588)11月の条より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】①

岩倉村之内を以、立山権現江為奇進百俵進之候。
全有寺納諸堂被為造営、祭礼勤行不可有油断候。

仍奇進状如件

天正十六	筑前守
十一月晦日	利家 朱印
立山寺	
主徒神主	

史料①は、加賀藩初代藩主前田利家が天正16年(1588)に、「岩倉村」(岩峯寺村)の内立山権現へ米100俵を寄進し、立山寺衆徒神主に堂塔の造営と祭礼をつつがなきよう勤めよと命じた朱印状である。同様に2代藩主利長が慶長7年(1602)12月に、3代利常も元和元年(1615)10月に追認する安堵状を発給している。¹¹⁾

2-2. 2代藩主利長(瑞龍院)

利長は、由来書では「岩峯寺講堂、此堂利長様かやふきニ修理被為成候」として岩峯寺講堂の茅葺きを行ったとされるが、修理した年代が不詳のため、他の文献史料では確認できない。

2-3. 永姫(玉泉院)

利長の正室永姫(玉泉院)は、由来書では元和3年(1617)に、「立山室堂、元和三年ニ玉泉院様建立被為成候」として室堂を再興し、岩峯寺の七社の神輿も修理したとされるが、他の文献史料では確認できない。

また玉泉院は、「御こまいぬをみやうねんは、御きしんなされ候はんとおほせられ候」¹²⁾として、元和4年に岩峯寺に対し狛犬を寄進する意思を示している。

2-4. 3代藩主利常(微妙院)

「岩峯寺雄山神社蔵文書」¹³⁾ 慶長17年(1612)10月の条より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】②

我々為祈念、立山寺拝殿、筑前守建立之由承候。誠被入念候通、満足申事候。就其衆徒中より、札并昆布一折三束到来候。祝着之由心得て、可被申候。謹言

後十月九日	肥 利長 黒印
奥村河内守	

史料②は、慶長17年(1612)10月利長が、弟の利常が自分のために祈念して、立山寺の拝殿を建立しその後、岩峯寺衆徒から祈祷札・昆布が届けられたことに奥村栄明を通して謝している書状である。また、正保2年(1645)5月にも利常は、「社壇入用ニ遣申儀」¹⁴⁾として山崎長政を通して岩倉寺社倉中に岩峯寺社壇の造営費を与えている。

さらに利常は、「一幕 一張 右立山本社、寛永拾八年建立遷宮之砌、幕被遣候」¹⁵⁾として、寛永18年(1641)6月に立山峰の本社を再興したときに幕を寄進している。

2-5. 4代藩主光高(陽広院)

篠原織部(花押)

「岩峯寺雄山神社蔵文書」《正保2年(1645)》3月4日の条より、以下を翻刻、一覽する。

立山別當中

【史料】③

犬千代様御庖瘡、憚ニ与被遊由候へ共、猶以早速被成御本復候様、御祈禱被致執行、御札急当地会所迄可被指上候。恐々謹言

史料④は、寛文7年(1667)7月綱紀が、立山峰本社の再興にあたり、寺社奉行を通して遷宮用の白布・絹・戸帳などの品々を贈り、銀子を遣わした書状である。さらに正徳元年(1711)¹⁷⁾にも、同様の品々を寺社奉行を通して寄進している。

三月四日 前田出雲守(花押)
葛巻隼人(花押)
奥村河内守(花押)
横山左衛門尉(花押)
小松 津田玄蕃頭
能州 長九郎左衛門

また綱紀は、由来書では寛文7年(1667)に「同御社檀・護摩堂寛文七年ニ加賀守様破損修理被為成候」として岩峯寺社檀などを修理し、享保元年(1716)に「松雲院様、享保元年正月於御城、立山之由来委御尋」として、立山の由来を尋ねたとあるが、他の文献史料では確認できない。

岩倉坊中

史料③は、正保2年(1645)3月光高の側近らが、綱紀の庖瘡平癒の祈禱を岩峯寺に命じ、祈禱札を金沢会所に届けるように指示したものである。そしてこれ以降も綱紀に対する祈禱は続けられ、正保4年(1647)には、岩峯寺に「犬千代祈禱之事申渡候條、無怠慢可有執行候。為其祈、毎年米八石宛遣之候」¹⁶⁾として毎年8石の祈禱料が利常のお墨付で発給されている。

2-7. 6代藩主吉徳(護国院)

「岩峯寺雄山神社蔵文書」享保11年(1726)7月4日の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】⑤

覚

一 白布 五卷
一 絹 貳疋
一 金欄戸帳 壹帳
一 幕 壹帳
一 銀子 三枚

右者、立山社頭御再興之上、御遷宮為入用、被遣之所、如件。

2-6. 5代藩主綱紀(松雲院)

「岩峯寺雄山神社蔵文書」寛文7年(1667)7月16日の条より、以下を翻刻、一覽する。

【史料】④

覚

白布 五卷
絹 二疋
金欄戸帳 一帳
銀子 三枚

享保十一年七月四日 生駒右近(黒印)
成瀬内匠(黒印)
永原左京(黒印)

右者立山社頭御再興之上、御遷宮為入用、被獻之所、如件。

立山別當中

寛文七年七月十六日 永原左京(花押)

史料⑤は、享保11年(1726)吉徳が、立山峰本社の再興にあたり、寺社奉行を通して遷宮用の白布・絹・戸帳・幕などの品々を贈り、銀子を遣わした目録である。さらに享保17年(1732)¹⁸⁾・元文元年(1736)¹⁹⁾

にも、同様の品々を寺社奉行を通して寄進している。

延享2年(1745)には、「相公様、御気色御滞被候ニ付、御祈祷被仰付旨」²⁰⁾として、藩主吉徳の病氣平癒の祈祷を執行するように命じている。

また、由来書では享保10年(1725)に吉徳は「護国院様、享保十年峯室堂御建直シ被為遊候」として室堂を再興したことが、明治9年(1876)の「立山室所建物御拂下願」²¹⁾で「享保十一年舊領主ヨリ御再建有之」として北室所を再興したことがうかがえる。

2-8. 8代藩主重熙(謙徳院)

宝暦2年(1752)6月、重熙は室堂の再興にあたり、「**己** 御願主菅原中将重熙卿 別當岩峯寺衆徒 越中国立山大権現諸參詣之室堂再興棟札」²²⁾として室堂再興の棟札を発給している。

2-9. 10代藩主重教(泰雲院)

由来書によれば、「宝暦四年、峯御本社破損ニ付御注進申上候所、翌五年ニ御本社并御仮殿共御再興被為成、先格之通御遷宮入用戸帳并品々御目録を以被為仰付、御祈祷之御札指上申候」として、宝暦5年(1755)に立山峰本社と仮殿を再興したとあるが、他の文献史料では確認できない

2-10. 11代藩主治脩(大梁院)

「岩峯寺雄山神社蔵文書」天明3年(1783)6月の条より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】⑥

覚

一 白布	五巻
一 絹	貳疋
一 金襴戸帳	壹張
一 幕	壹張
一 白銀	三枚

右立山本社御再興ニ付、遷宮入用先規之通、右品々可被遣候處、今般御時節柄ニ付、為代白銀拾

枚被下候條、各手前ニ而被相調、遷宮可被取計候。

以上

天明三年六月

中川八郎右衛門(黒印)

立山岩峯寺衆徒中

史料⑥は、天明3年(1783)6月治脩が、立山峰本社の再興にあたり、寺社奉行を通して遷宮用の白布・絹・戸帳・幕などの品々の代わりに白銀拾枚を遣わした目録である。由来書では、これをうけてその翌年に「天明四年、御本社并御仮殿共御再興被為成」として立山峰本社を再興している。

また、由来書では明和8年(1771)に治脩は「明和八年、峯室堂御再興被為成候」として室堂を再興したとしたことが、明治9年(1876)の「立山室所建物御拂下願」²¹⁾で「明和八年舊領主ヨリ御再建有之」として南室所を再興したことがうかがえる。

2-11. 小結

江戸時代において、岩峯寺は加賀藩の祈願所であり、藩は米100俵を寄進して保護している。さらに藩は社殿の造営修理、立山峰本社や室堂の造営・修復・建替えを行っている。

歴代藩主による岩峯寺衆徒に対する立山峰本社の再興(再建)は、由来書では下記のとおりである。

寛永18年(1641)・・・利常
寛文7年(1667)・・・綱紀
正徳元年(1711)・・・綱紀
享保11年(1726)・・・吉徳
享保17年(1732)・・・吉徳
元文元年(1736)・・・吉徳
宝暦5年(1755)・・・重熙
天明4年(1784)・・・治脩

そしてこれ以降の立山峰本社の再建は、文献資料を管見する限り下記のとおりである。

文化4年(1807)・・・斉広²³⁾

天保11年(1840)・・・斉泰²⁴⁾

天保14年(1843)・・・斉泰²⁵⁾

安政4年(1857)・・・斉泰²⁶⁾

万延元年(1860)・・・斉泰²⁷⁾

また、室堂の再興(再建)については、由来書では下記のとおりである。

元和3年(1617)・・・玉泉院

寛文7年(1667)・・・綱紀

享保10年(1725)・・・吉徳

宝暦2年(1755)・・・重熙

明和8年(1771)・・・治脩

そしてこれ以降の室堂の再建は、文献資料を管見する限り、嘉永5年(1852)²⁸⁾にみられる。

麓の前立社檀の修復については、由来書では下記のとおりである。

年不詳 ……………利長

慶長17年(1612)・・・利常

正保2年(1645)・・・利常

寛文7年(1667)・・・綱紀

これ以降の前立社檀の修復は、文献資料を管見す

る限りみられない。

では、加賀藩は岩嶽寺に対してどこまで造営・修復・建替えを行ったのだろうか。そこで文政9年(1826)の「御修復物書上帳」²⁹⁾に基づいて確認しておく。

- 一 立山峰御本社
- 一 御假殿本社同斷
- 一 室堂三つ 内壺つ中絶
- 一 麓 奥院
- 一 同拝殿
- 一 替御假屋
- 一 鐘樓堂
- 一 高札
- 一 湯立ノ釜
- 一 奥院より拝殿迄左右柵・栗石供
- 一 階子 五挺

以上が、岩嶽寺が加賀藩に報告した修復関係一覧である。それ故、これら以外の立山権現末社の修復費は、自分たちで費用を工面して維持管理を行わなければならなかった。

3. 岩嶽寺の勸進活動

立山権現末社は、延宝3年(1675)の由来書では、「先年者、八十末社・坊数七千之所ニ而御座候へハ、今程者、六十六社・二十四坊ニ而御祈禱勤申候」として、以前は80社存在したが現在は66社で岩嶽寺24坊で祈禱している。その維持管理は、寛延2年(1749)の由来書では、「末社之儀ハ御領国一統勸化或ハ出開帳等奉願、其助成ヲ以衆徒共自建立ニ仕申候」として、自分たちで相対勸化や出開帳などを願い出て勸進活動を行い、維持管理費を捻出している。

そこで、岩嶽寺衆徒の勸進活動を近世の古文書史料を通して、その内容を明らかにしていきたい。

3-1. 相対勸化

「岩嶽寺雄山神社蔵文書」寛延元年(1748)8月の条より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】①

立山権現末社為修覆、御領國中相対勸化、願之趣先達而岩嶽寺書付被出之承届候條、願之通可被申渡事。

右之通可申渡旨、御用番前田大炊殿申渡候條、可被得其意候。

以上

戊辰 八月

岩嶽寺

生駒右近(黒印)

史料①は、岩峯寺が立山権現末社の修理費を得るために加賀藩領国内で寄付金を募ること許可した書状である。さらに寛政2年(1790)にも加賀藩は同様の許可状を発給している。³⁰⁾この時の新川郡での寄進額は13ヶ村×貳百目で2600目に及んだ。³¹⁾

そして天保13年(1842)の相对勧化では、「御當地を初、三州町方まで」³²⁾として金沢や領国内の町立のみ許可している。

3-2. 出開帳

「憲令要略」⁹⁾文政11年(1828)5月の条より、以下を翻刻、一覧する。

【史料】②

一、立山大権現諸堂之末社為御修覆、出開帳去文政十年九月より金沢表手初二而 当春已来能州江御越、夫り二而 当子四月廿九日夜唐島二御懸り、五月朔日朝池田新村江御上り、当初御宿坊三覚院方へ南下町通り御越、朔日五五日迄御開帳之所、一日々延有之六日昼迄二御座候、翌七日朝高岡江御越被成候事。

付り、御逗留中、町中ハ不及申二在方等り人多罷出、稀成大群衆二候

一、立山惣絵図四幅之懸物ヲ初、諸仏像其他、人の角并鬼の牙等諸宝物色々有之候、且又緋衣之法印耆人、浅黄衣兩人、黒衣四人、都七人、其他中子八・九人斗相見へ候。賽銭三百文斗有之由、外二町中并在方り袋米多ク集候由、右賽銭等宿坊へハ四分当り二而 役僧中等相賄候極之由。

一、三役中参詣二付、金百疋謝礼。

一、町中組合頭り銀百目之事、張紙二而 見請け候。

一、朔日御越之節、宿坊り南方宮番組合頭江相对頼二而、十町り四人ッ、奉謝人足指出候躰、御立二ハ守山迄宿人足三十人指出候事。

一、仕切町御逗留中、簾をおろし大キ二賑敷見せもの等色々参り居候事。

一、御輿二社、役人耆人乗懸。

付り、右法印朱乗物二而 美々しく出立、三覚院も朱乗物二而 鋳道具等為持御迎二罷出、所々にて奴をふらせ、御立之刻八歩二而 御供仕候由。

文政十一年 子五月七日記之

史料②は、文政11年(1828)5月に岩峯寺衆徒が氷見で出開帳を行ったときの記録を町役人の田中屋権右衛門が日記にしたためたものである。日記には、『立山権現の末社の修復のための出開帳は、5月1日から6日まで実施され、期間中は町中ばかりでなく、村々にいたるまで多くの人々が押し寄せてきた。

そこには4幅の立山惣絵図をはじめ、諸仏像、人の角や鬼の牙などの宝物がいろいろあった。また、緋色の袈裟を羽織った僧侶1人、浅黄色の袈裟を羽織った僧侶2人、黒色の袈裟を羽織った僧侶4人のあわせて7人と中子8・9人がいた。賽銭300文ばかりの外に、町中や村々から袋米が多く集められ、その内宿坊へは4割支払われた。また村方三役からは、金100疋が参詣の謝礼として、町中組頭からは銀100目が寄進された。

出立にあたり高岡守山まで30人の人足が動員され、神輿には役僧が乗り込み、朱塗りの乗り物で奴をふらせて練り歩いた。』とある。

岩峯寺の出開帳は、前年の文政10年(1827)秋に金沢・小松・本吉をめぐる、文政11年(1828)春に能登をめぐる氷見の唐島から池田新村にはいり、5月7日に守山に向かっている。

また、文久2年(1862)秋からは魚津・滑川・岩瀬に、文久3年(1863)春には新湊・氷見・能登方面に、秋には金沢・小松・本吉に、文久4年(1864)春には小杉・高岡・砺波方面に、慶応元年(1865)秋には富山・八尾・岩峯寺と4年間にかけて、加賀藩領国内一円で大規模な出開帳が実施されている。³³⁾

3-3. 小結

立山権現末社の相対勸化については、文献資料では、寛延元年(1748)・寛政2年(1790)・天保13年(1842)と3度管見できたが、天保13年(1842)の相対勸化では町立てに限られるなど信施の寄付金集めには苦勞していたと考えられる。それは、延宝3年(1675)の由来書では、立山権現末社は以前は80社存在したが現在は66社になったと記していたが、天保13年(1842)には40社³²⁾に減っていることから、岩嶽寺衆徒にとって維持管理がいかに大変だったかがわかる。

それゆえ岩嶽寺衆徒は相対勸化ばかりでなく出開

帳とよばれる勸進活動も行っている。その実施状況や加賀藩への手続き方法については、拙稿「岩嶽寺衆徒の出開帳」¹⁾で明らかにしてきたが、今回新たな史料の発見により、文政11年(1828)春に所ノ口西光寺で行われていた出開帳が、5月には氷見の唐島から池田新村で6日間行われ高岡の守山へ向かったことがわかった。氷見での出開帳では、4幅の立山惣絵図(立山曼荼羅)や数々の宝物、僧侶や付き人の人数、町中や村々から多くの袋米や賽銭が集められ盛況だったことなど、その内容や規模が徐々にではあるが明らかにできた。

まとめ

本稿では、加賀藩による宗教村落岩嶽寺への支配のあり方を明らかにする一助として、岩嶽寺由来書をもとに関連の文献史料に照らし合わせて検証してきた。

由来書によれば、岩嶽寺は2代藩主前田利長の時代に立山別当立山寺から立山別当岩嶽寺に変更されており、それ以前は立山寺と呼ばれていたことは、明応元年(1492)10月の「立山寺御神領針原公文帳」³⁴⁾からも明らかである。

江戸期代、立山別当岩嶽寺は、立山権現を祭主として伊弉諾尊と伊弉冉尊(刀尾天神とした時期もある)を、地主神として刀尾天神を祭っていた。本地物は、阿弥陀如来と不動明王で、立山開基は慈興上人(佐伯有頼)で佐伯有若の建立である。

加賀藩は、別当岩嶽寺に対して寄進地100俵のほかに諸役を免除し、4度の前立社殿の造営修理、13度の立山峰本社や6度の室堂の造営・修復・建替えを行って庇護している。回数は筆者が管見した史料に基づくものであり、またそれぞれ造営・修復・建替えの規模や内容についても程度があると考えられる。

ただし、立山権現末社の修復費については、自分

たちで賄わなければならなかった。そのため岩嶽寺衆徒は、藩の許可を得て相対勸化や出開帳などの勸進活動をおこない、藩主一族の参詣による寄進³⁵⁾や領民たちからの多額の信施を集めて維持管理に努めた。

加賀藩の庇護に対して岩嶽寺は、藩の祈願所として年頭や歳暮にあたって護摩供養をおこない、藩主とその一族の病氣平癒・安産・道中安全などを祈り、一門の武運長久・息災延命、国家安全や時には降雨・止雨などの祈禱をおこない、巻数や護符、祈禱札を納めた。現在、岩嶽寺雄山神社の岩嶽寺文書では、祈禱に関する史料180点余りが確認できる。

このようにして岩嶽寺は、加賀藩との交渉を密に保ちながらその庇護の下で、関係を構築していった。

本稿は、加賀藩と岩嶽寺との関係を岩嶽寺由来書を主な分析資料として検証してきたが、ほかの文献史料で確認できないからといって由来書に記されている事柄が事実ではないとするのではなく、さらに岩嶽寺の縁起や絵図、岩嶽寺の由来書など多面的に比較しながら検討していくことにより、立山岩嶽寺の研究を一層進めていきたい。

註

- 1) 『立山博物館研究紀要』第10号所収、47~62頁。富山県〔立山博物館〕2003年3月
- 2) 『立山博物館研究紀要』第17号所収、29~45頁。富山県〔立山博物館〕2010年3月
- 3) 『立山博物館研究紀要』第18号所収、27~34頁。富山県〔立山博物館〕2011年3月
- 4) 「加越能寺社来歴」(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵) 翻刻文は、『加越能寺社由 上巻』(日本海文化研究室、石川県図書館協会、昭和49年4月)、138~139頁所収
- 5) 「寺社由来書上」(石川県立図書館蔵文書) 翻刻文は、『加越能寺社由 上巻』(日本海文化研究室、石川県図書館協会、昭和49年4月)、197~199頁所収。
- 6) 『越中立山古記録』3巻65頁~74頁。(廣瀬誠編、立山開発鉄道株式会社、1991年10月)
- 7) 『立山博物館研究紀要』第13号所収、64~65頁。富山県〔立山博物館〕2006年3月
- 8) 「岩峯寺延命院文書」岩峯寺延命院には、近世の寺社・村落などに関する文書129点・近代の寺社・村落などに関する文書249点が所蔵されている。
- 9) 「憲令要略」(高岡市立伏木図書館所蔵) 翻刻文は、『氷見市史4 資料編二』(氷見市史編さん委員会、氷見市、平成15年3月)
- 10) 金沢市兼六園内にある成巽閣には、加賀藩政に関わる史料が保存されており、その中に立山関係の史料が10点確認できる。
- 11) 『立山博物館研究紀要』第18号所収、31~32頁。富山県〔立山博物館〕2011年3月
- 12) 『越中立山古文書』資料No.31 172頁
- 13) 岩峯寺雄山神社には、明応元年の古文書をはじめとして、近世文書を中心に500点あまりの古文書や絵図が所蔵されている。
- 14) 『越中立山古文書』資料No.78 190頁
- 15) 『越中立山古文書』資料No.144 226頁
- 16) 『越中立山古文書』資料No.101 197頁
- 17) 『越中立山古文書』資料No.143 226頁
- 18) 『越中立山古文書』資料No.147 227頁
- 19) 『越中立山古文書』資料No.148 228頁
- 20) 『越中立山古文書』資料No.151 229頁
- 21) 『越中立山古文書』資料No.323 145頁
- 22) 『越中立山古文書』資料No.157 231頁
- 23) 『越中立山古文書』資料No.202 246頁
- 24) 『越中立山古文書』資料No.266 267頁
- 25) 『越中立山古文書』資料No.289 276・277頁
- 26) 『越中立山古文書』資料No.356 298頁
- 27) 『越中立山古文書』資料No.372 304頁
- 28) 『越中立山古文書』資料No.321 285・286頁
- 29) 『越中立山古文書』資料No.227 253・254頁
- 30) 『越中立山古文書』資料No.184 241・242頁
- 31) 『越中立山古文書』資料No.186 242・243頁
- 32) 『越中立山古文書』資料No.279 273・274頁
- 33) 岩峯寺の出開帳実施状況の一覧は、『立山博物館研究紀要』第10号所収、57頁。富山県〔立山博物館〕2003年3月
- 34) 『越中立山古文書』資料No.1 153頁
- 35) 「開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 貳冊之内」亥(文政10年)八月条(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)

本稿における史料の凡例は、以下のとおりとした。

- ・句読点は、筆者が付した。
- ・変体仮名はひらがなに直した。
- ・「より」は原本に即して「記号」で示した。
- ・旧字、異体字は可能な限り常用漢字に直した。